

西日本高速道路株式会社工事及び調査等に関する監督及び検査要領

(平成26年3月25日制定・平成26年要領第75号)

最終改正 令和 4年 3月30日

目次

- 総則 (第1条～第3条)
- 監督 (第4条～第9条)
- 工事管理 (第10条～第12条)
- 検査 (第13条～第23条)
- その他 (第24条・第25条)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結した工事（維持に関する監督及び検査要領に規定する維持を除く。以下同じ。）並びに調査、設計、測量、試験及び研究（以下「調査等」という。）の請負契約の履行に係る監督及び検査に関する事務の取扱いについて定めることを目的とする。

(監 督 員)

第2条 契約責任者（西日本高速道路株式会社契約規程（平成17年規程第13号。以下「契約規程」という。）第5条第1項第一号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、補助者として工事の施工及び調査等の実施を監督するための監督員（西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号。（以下「契約細則」という。））第2条の3第1項に規定する契約責任者補助をいう。）を置くものとする。

2 監督員は、次の各号に定める者とする。

- 一 本社の契約責任者が契約した工事及び調査等については、契約責任者が自己の所属する部署の社員のうちから指名する者とする。
- 二 支社及び東京事務所（西日本高速道路株式会社組織規程（平成17年規程第9号。以下「組織規程」という。）第15条第1項における支社等をいう。以下「支社」という。）の契約責任者が契約した工事及び調査等については、次に掲げる者とする。
 - イ 事務所（組織規程第22条第1項における事務所をいう。以下同じ。）の所掌に属する工事及び調査等にあつては、当該事務所の長とする。ただし、工事にあつては、当該事務所の長が、特段の監督・検査上の理由から、自己の所属する事務所の他の社員のうちから監督員を定める必要があると認め、契約責任者に当該理由と監督員とすべき者を書面により協議（別記様式第

1号参照)し、承認を得た場合は、その者とすることができる。

ロ 事務所の所掌に属さない工事及び調査等にあつては、契約責任者が自己の所属する支社の社員のうちから指名する者とする。

三 事務所の契約責任者が契約した工事及び調査等については、契約責任者が自己の所属する事務所の社員のうちから指名する者とする。

(検査員)

第3条 検査責任者(契約規程第5条第1項第Ⅱ号に規定する検査責任者をいう。以下同じ。)は、補助者として工事及び調査等の検査をするための検査員(契約細則第2条の3第1項に規定する検査責任者補助をいう。)を任命するものとする。なお、検査員の任命に係る検査員任命書の交付は行わないものとする。

2 検査員は、次の各号に定める者とする。

一 本社の検査責任者が検査する工事及び調査等については、検査責任者が自己の所属する本社の社員のうちから任命する者とする。

二 支社の検査責任者が検査する工事及び調査等については、検査責任者が自己の所属する支社の社員のうちから任命する者とする。

三 事務所の検査責任者が検査する工事及び調査等については、検査責任者が自己の所属する事務所の社員のうちから任命する者とする。

3 検査責任者は、必要があるときは、自己の所属する本社、支社又は事務所以外の長の同意を経て、他の所属の検査責任者に、検査を依頼することができる。この場合において、依頼を受けた検査責任者は、自己の所属する本社、支社又は事務所の社員のうちから検査員を任命するものとする。

4 検査責任者は、当該工事及び調査等の監督事務に従事する社員(品質管理推進者は含まない。)以外の社員のうちから、原則として事務及び技術を担当する社員それぞれ1名以上を検査員に任命し、そのうち1名を主任検査員として検査に関する事務について他の検査員を統轄させるものとする。

第2章 監督

(副監督員、主任補助監督員、補助監督員及び施工管理員(以下「主任補助監督員等」))

第4条 監督員の事務を補助させるため、第2条第2項第一号にあつては、主任補助監督員及び補助監督員を、同項第二号イにあつては、副監督員、主任補助監督員、補助監督員及び施工管理員を、同項第二号ロにあつては、主任補助監督員、補助監督員及び施工管理員を、同項第三号にあつては、補助監督員及び施工管理員を置くことができる。

2 副監督員及び主任補助監督員は、第2条第2項第二号イにあつては、監督員の所属する事務所の社員のうちから、第2条第2項第一号及び同項第二号ロにあつては、主任補助監督員のみを監督員の所属する本社又は支社の社員のうちから、監督員が指名する。なお、補助監督員については、支社担当課の社員のうちから監督員が指名する。支社担当課の社員を補助監督員とする場合、監督

員は支社担当課長に事前に確認を行う。

- 3 補助監督員は、監督員の所属する本社、支社、事務所の社員から、監督員が指名する。
- 4 施工管理員は、契約責任者が補助監督員に関する事務を第三者（グループ会社を含む）に委託した者のうちから監督員が指名する。

（指揮監督）

第5条 監督員は、副監督員、主任補助監督員、補助監督員及び施工管理員を指揮監督する。

- 2 副監督員は、監督員を補佐し、主任補助監督員、補助監督員及び施工管理員の行う事務に関して必要な助言を行う。
- 3 主任補助監督員は、補助監督員及び施工管理員の行う事務を総括する。

（監督員及び主任補助監督員等の任務）

第6条 監督員及び主任補助監督員等は、工事にあつては工事現場の状況に、調査等にあつては調査等の履行個所の状況に精通し、工事または調査等請負契約書、図面、共通仕様書、特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、入札者に対する指示書、割掛対象表、質問回答書及びこれらを補足する書類、技術提案書等（以下「契約書類」という。）に基づいて工事及び調査等が完全に履行されるよう監督するものとし、これにより受注者（工事請負契約書第10条に規定する現場代理人及び調査等請負契約書第10条に規定する管理技術者を含む。以下同じ。）に必要な指示を与えなければならない。

- 2 第2条第2項二号イの工事における副監督員の任務は、第11条の品質管理推進者の職務を含むものとする。

（監督員の権限の委任）

第7条 監督員は、契約書類で規定された権限の一部を主任補助監督員等に委任することができる。

（監督員及び主任補助監督員等の通知）

第8条 契約責任者は、第2条第2項の規定により、監督員を指名したときは、当該監督員の氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、第4条第2項、同条第3項及び同条第4項の規定により主任補助監督員等を指名したとき並びに前条の規定により権限の一部を委任したときは、その者の氏名（第三者（グループ会社を含む）に委託した者については所属会社名を併記する）及びその権限の内容を受注者に通知しなければならない。主任補助監督員等を変更したときも同様とする。

（主任補助監督員等の職務の代行）

第9条 主任補助監督員等に事故があるときは、監督員は第7条の規定に基づき委任した主任補助監督員等への権限を解除し、その事務を自ら行うものとし、その旨を受注者に通知しなければならない。

第3章 工事管理

(品質管理推進者)

第10条 第2条第2項三号にあつては、工事の履行に係る監督員の職務のうち、特に品質管理に関する事項を補助させるため、品質管理推進者を置くものとする。

2 品質管理推進者は、当該事務所の長が、技術系副所長を指名する。なお、技術系副所長が配置されていない場合は、自己の所属する事務所の社員のうちから指名する。

(品質管理推進者の任務)

第11条 品質管理推進者は、監督員及び補助監督員の任務のうち、特に品質管理に関する事項について独自あるいは他の事務所と連携し、その補完及び強化を目的として随時に実施状況の確認・点検を行うほか、必要な指導を行う。

2 品質管理推進者は、前記により自己の所掌に係る工事の実施状況の確認・点検結果又は指導した事項を、自己の属する事務所の長、監督員及び補助監督員に遅滞なく伝達し、監督員及び補助監督員が行う措置の検討及び監督・検査の適正化に資するよう努める。

3 品質管理推進者は、自己の所掌に係る工事のしゅん功に伴い、成績評定を要する場合は、品質管理に関する評定の適正を期するため、第1項の確認・点検結果を取りまとめ、品質管理巡回指導を行う支社担当部署と協議し、取りまとめ結果を評定者に提示し、必要な評価意見を述べるものとする。

(品質管理推進者の通知)

第12条 事務所の長は、自己の所属する事務所の所掌に係る工事の受注者に、別記様式第2号より品質管理推進者の氏名及びその権限の内容を通知しなければならない。品質管理推進者を変更したときも同様とする。

第4章 検査

(検査の種類)

第13条 この要領において検査とは、工事におけるしゅん功検査、一部しゅん功検査、出来形部分検査、部分使用検査及び品質管理巡回指導並びに調査等における完了検査、一部完了検査及び部分使用検査をいう。

2 工事におけるしゅん功検査は、出来形部分検査及び部分使用検査において検査した部分を含んだ完成したすべての工事について行うものとし、受注者からしゅん功届の提出を受けた日の翌日から起算して14日以内に検査し、検査結果を通知しなければならない。また、調査等における完了検査は、部分使用検査において検査した部分を含んだ完成した全ての調査等について行うものとし、受注者から完了届の提出を受けた日の翌日から起算して10日以内に検査し、検査結果を通知しなければならない。

3 工事における一部しゅん功検査は、工事の完成に先立って引渡を受けることを指定した工事の一

部が完成し、かつ受注者から一部しゅん功届の提出を受けた場合について行う。また、調査等における一部完了検査は、調査等の完成に先立って引渡を受けることを指定した調査等の一部が完成し、かつ受注者から一部完了届の提出を受けた場合について行う。これらの場合において前項の規定を準用する。

- 4 出来形部分検査は、工事請負契約書第 38 条の規定に基づき、受注者から提出された工事出来形部分検査願に係る工事について行う。
- 5 部分使用検査は、工事の施工または調査等の実施の途中において検査責任者が、部分使用のため必要と認めた場合に当該工事または調査等について行う。
- 6 品質管理巡回指導は、工事の施工の途中において検査責任者が、工事の品質管理のため必要と認めた場合に当該工事について行う。

(検査の依頼)

第 14 条 契約責任者は、受注者から工事におけるしゅん功届及び一部しゅん功届、調査等における完了届及び一部完了届が提出されたときはその旨を記載した検査依頼書により、検査責任者に検査を依頼しなければならない。

- 2 検査責任者は契約責任者から検査の依頼を受けたときは、検査を実施しなければならない。
- 3 第 1 項において事務所の契約責任者が契約した工事または調査等の場合は、契約責任者は検査依頼書を省略するものとする。

(監督員等の行う検査)

第 15 条 第 13 条第 4 項に規定する出来形部分検査及び同条第 5 項に規定する部分使用検査については、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、監督員及び主任補助監督員等のうち社員であるものを検査員とし、そのうち監督員を主任検査員とする。なお、主任検査員は、自らの代行とし検査員を指名することができる。これらの場合において、検査責任者は、検査員任命書の交付は行わないものとし、第 16 条、第 17 条及び第 19 条の規定は適用しないものとする。

- 2 第 13 条第 6 項に規定する品質巡回指導については、前項によるほか、検査員に第 3 条第 3 項及び第 10 条に規定する者を含めて実施する。

(社員証等の装着)

第 16 条 検査員は、検査を行うに当たり社員証等を装着し、受注者に提示のうえ検査するものとする。

(検査の実施に関する連絡)

第 17 条 監督員は、検査の実施日及び検査員名を受注者に連絡するものとする。

(検査に対する協力等)

第 18 条 検査員は、検査の実施のため必要があると認めたときは、監督員に書類及び物件の提示若しくは事実の説明を求め、又は人員、資器材等の提供について要求ができるものとする。

(検査の内容)

第19条 工事におけるしゅん功検査及び一部しゅん功検査並びに調査等における完了検査及び一部完了検査は、当該工事及び調査等の目的物、成果品等を対象とし、第6条に規定する契約書類と対比してその適否を判定するとともに、西日本高速道路株式会社請負工事等成績評定要領(平成18年要領第99号)または、西日本高速道路株式会社調査等成績評定要領(平成18年要領第98号)に規定される評価項目の内容等について検査するものとする。

2 工事における検査員は、第1項に規定する検査のほか、次の各号に掲げる事項についても検査を行うものとする。

- 一 工事の監督状況(工事打合せ事項及び指示事項の適否を含む。)
- 二 工事の進捗状況
- 三 工食用材料、貸与機械等の保管、整備等の状況及び解体材等の処理状況
- 四 施工管理試験結果
- 五 総合評価落札方式等の提案事項の履行状況
- 六 成果品チェックシートの記載事項及び内容(別記様式第6号)
- 七 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 調査等における検査員は、第1項に規定する検査のほか、次の各号に掲げる事項についても検査を行うものとする。

- 一 調査等の監督状況(調査等の打合せ事項及び指示事項の適否を含む。)
- 二 調査等の進捗状況
- 三 総合評価落札方式等の提案事項の履行状況
- 四 成果品チェックシートの記載事項及び内容(別記様式第6号)
- 五 前各号に掲げるもののほか必要な事項

4 品質管理巡回指導は、当該工事の途中段階における品質管理等について、第6条に規定する契約書類と対比して、点検及び評価を行うものとする。

5 監督員の行う出来形部分検査及び部分使用検査は、前1項～3項に規定する内容を準用する。

(立 会)

第20条 検査員は、工事におけるしゅん功検査及び一部しゅん功検査、調査等における完了検査及び一部完了検査の際、原則とし、監督員及び主任補助監督員等を立会させなければならない。

(修正又は補完)

第21条 主任検査員は、検査の結果、工事及び調査等の出来形等について修正又は補完を要すると認めた場合は、その旨を検査責任者に報告し、検査責任者はこれらを契約責任者に通知しなければならない。ただし、軽微な修正又は補完については、主任検査員が受注者に対し期限を定めて修正又は補完を命ずるよう指示することができるものとし、当該命令を次項に規定する修正又は補完の請求とみなす。この場合の検査は、監督員に委任することができるものとする。

2 契約責任者は、前項の通知を受けたときは、受注者に期限を定めて修正又は補完を請求しなけれ

ばならない。

- 3 検査責任者は、前項の修正又は補完が完了したときは、直ちに当該修正又は補完を完了した部分について検査しなければならない。

(検査の復命)

第 22 条 主任検査員は、所定の検査を完了したときは、速やかに工事にあつては、しゅん功検査（一部しゅん功検査）調書（別記様式第 3 号）、出来形部分検査調書（別記様式第 5 号の 1）及びこれに添付する出来形部分検査内訳書（別記様式第 5 号の 2）を、調査等にあつては完了検査（一部完了検査）調書（別記様式第 4 号）を作成し、検査責任者に復命しなければならない。

(契約責任者への通知)

第 23 条 検査責任者は、前条の復命を受けたときは、速やかに検査結果通知書に前条に規定する検査調書を添付の上、契約責任者に通知しなければならない。

- 2 事務所の検査責任者が行う検査にあつては、前項の規定にかかわらず、検査責任者は契約責任者へ検査結果を通知することを省略するものとする。

第 5 章 その他

(様 式)

第 24 条 この要領において、しゅん功届その他の書類の様式について定めがないものにあつては、現に効力を有する細則、要領で規定されている様式によるものとする。

(他の要領への委任)

第 25 条 総価契約又は総価単価契約において契約制限価格が 2 5 0 万円以下となる場合、又は、単価契約における 1 単価項目の単価が 2 5 0 万円以下となる場合の工事並びに調査等の請負契約の履行に係る監督及び検査に関する事務の取扱いについては、本要領によらず、物品・役務契約に関する監督及び検査要領（平成 2 7 年 9 月 3 0 日制定・平成 2 7 年要領第 2 3 2 号）によることができるものとする。

(実施細則)

第 26 条 この要領を実施するため、必要な事項は別に定める。

別記様式第1号

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

契約責任者

〇〇支社長 殿

〇〇事務所

所長 〇〇 〇〇

〇〇工事に係る監督員の指名について

当事務所では、当職の執務する事務所と〇〇道路建設事業の履行場所が相当程度離れており、移動に係る時間・経費面も考慮し、地元並びに関係機関への迅速な対応、業務の効率化のため〇〇に事業所を置き、ここで〇〇に関する業務を執行しているところではありますが、当職の権限に係る対外的な処理手続き等のため、時間を要する事項もあり、さらに分任等による効率化が必要であります。

現在、標記工事に関する契約手続きを執行しておりますが、上記の状況に鑑み、工事の遅滞ない進捗並びに事務の効率化のため、〇〇事業所において当該事業に関する諸事情に精通しており、適正な職の履行がされると認められる下記の者を当職に代えて監督員として指名されることが適正と考えられるので協議します。

記

〇〇工事の監督員として指名を依頼する者の氏名：〇〇 〇〇 (副所長※)

以上

※当該工事を所掌する副所長が置かれていない事務所にあつては、他の適正な者の役職

別記様式第2号

〇 〇 第 号
令和 年 月 日

〇〇道 〇〇工事

現場代理人 〇〇 〇〇 殿

西日本高速道路株式会社 〇〇支社

〇〇事務所

所長 〇〇 〇〇 印 (注)

品質管理推進者の設置について

当事務所では、品質管理の適正化・向上を図ることを目的に、品質管理に関する点検や指導を総括して行う品質管理推進者を設置しましたのでお知らせします。

なお、品質管理推進者の氏名並びに職務は、以下のとおりです。

また、職務の遂行上、緊急を要する場合は、監督員を介さずに、品質管理推進者が直接、当該工事の品質管理体制及び管理状況の改善要求等を行う場合がありますので、状況に応じ、監督員への協議を含め、適切に対処されるようお願いいたします。

なお、土木工事共通仕様書1-54に規程する「工事情報共有・保存システム (Kcube2) を活用する場合には、副監督員を品質管理推進者に読み替えて事務手続きを運用するものとする。

記

1. 品質管理推進者の氏名：〇〇 〇〇 (技術系副所長※)
2. 品質管理推進者の職務：品質管理体制や状況の点検並びに指導

以上

※技術的事項を所掌する副所長が置かれていない事務所にあつては、品質管理推進者に指名された者の役職
(注) Kcube2によらず紙面により指示する場合は押印必要

しゅん功検査（一部しゅん功検査）調書

年 月 日

検査責任者	印
-------	---

主任検査員

印

1 工事名

2 工事箇所 自)
至)

3 工事概要

4 工期

年 月 日から (日間)
年 月 日まで

5 請負代金額 ●●円 (税込)

6 受注者名

7. 検査日 年 月 日

8. 検査対象額 ●●円 (税込)

上記工事のしゅん功検査（一部しゅん功検査）を実施したところ、契約関係書類のとおり
年 月 日に相違なくしゅん功（一部しゅん功）したものと認められたので、この調書
を作成します。

以 上

※電子承認を行う場合は、押印を省略することができる。

完了検査（一部完了検査）調書

年 月 日

検査責任者	印
-------	---

主任検査員
_____印

1 調査等名

2 調査等箇所 自)
至)

3 調査等概要

4 履行期間

年 月 日から (日間)
年 月 日まで

5 請負代金額 ●●円 (税込)

6 受注者名

7. 検査日 年 月 日

8. 検査対象額 ●●円 (税込)

上記調査等の完了検査（一部完了検査）を実施したところ、契約関係書類のとおり
年 月 日に相違なく完了（一部完了）したものと認められたので、この調書を作成し
ます。

以 上

※電子承認を行う場合は、押印を省略することができる。

別記様式第5号の1

出来形部分（ 年 月^{注1} 分第 回）検査調書

年 月 日

検査責任者	印
-------	---

主任検査員

氏名 印

1 工事名

2 工事箇所 自)
至)

3 期間
年 月 日から (日間)
年 月 日まで

4 請負代金額 ●●円 (税込)

5 今回出来高 ●●円 (税込) (%)

6 累計出来高 ●●円 (税込) (%)

7 受注者

上記工事の出来形部分について 年 月 日現地において検査を実施したところ、別紙内訳書のとおり相違ないと認められたので、この調書を作成します。

以上

注1) 出来形部分検査を実施した年月とする。

※電子承認を行う場合は、押印を省略することができる。

